

令和5年第1回
利根町議会定例会会議録 第2号

令和5年3月6日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	青木 正道 君
政 策 企 画 課 長	布袋 哲朗 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀谷 英一 君
税 務 課 長	大越 達也 君
住 民 課 長	松永 重生 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
子 育 て 支 援 課 長	花嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	狩谷 美弥子 君
生 活 環 境 課 長	飯田 喜紀 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	松本 浩睦 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越 聖之 君
建 設 課 長	中村 敏明 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清水 敬子 君
会 計 課 長	本谷 幸洋 君
学 校 教 育 課 長	中村 寛之 君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 宮本正裕
書 記 荒井裕二
書 記 辰尾尚美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和5年3月6日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問についての確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑義があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係ないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分これらのルールを遵守するようお願い申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告，2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） おはようございます。令和デモクラシーの山崎誠一郎でございます。

まず、お忙しい中を傍聴にお運びをいただき、また、ライブ中継を御覧いただき、感謝を申し上げます。

コロナによるパンデミックも、やっとといたしますか、どうにかといたしますか、ようやく終息に向かいつつあるのかなとの印象を持っておりましたが、今朝の新聞では、利根町が6名という感染者の方の報告が載っておりました。まだまだ油断禁物というところがございますが、全体的に見ますと終息に向かいつつあるのかなという印象を持っております。この間、3年以上にわたりコロナ対応を担っていただいた町内の医療関係者並びに保健福祉センター等の関係者の皆様には、心から感謝を申し上げます。本当に大変だったことと思います。ありがとうございました。

私は4年前の初当選後の最初の議会での一般質問において、今後、過疎地域である利根町が、行政、議会、住民が一丸となり、一步でも前に少しでも元気になれる可能性のある提案をさせていただくつもりでありますと発言し、初めての一般質問に臨みました。それから4年後の今回は、1期目の最後の一般質問であります。今回の質問であります。国家の礎となる子供の教育問題、町民の皆様の住みやすいまちづくり及び安心安全のまちづくりに関係する三つの質問を、通告に従い順次、質問させていただきます。町民が、夢と希望を抱くことができる力強い答弁を、町長をはじめ執行部の皆様に期待いたします。

それでは質問に入ります。

最初の質問は、小・中学生の給食費の無料化についての質問であります。

本来、給食費の無料化や授業料の無料化というものは、国の政策で行われるものと私は思っております。子供の出生率の低下等を改善するために、国は2007年8月に初めて内閣に少子化担当大臣というものを任命し、それから約16年で25人もの少子化対策担当大臣が自民党内閣及び民主党内閣において就任いたしました。しかしながら、その間、具体的に何をやってきたかは非常に分かりにくく、私の印象では、菅内閣において、賛否両論ありましたが、不妊治療の保険適用が実施されたことが具体的な施策として行われたと記憶しております。そして、ここにきて、岸田内閣において子育て支援策の大幅拡充が叫ばれるようになってまいりました。しかしながら、まだ具体的な政策は示されておられません。

先ほども申し上げましたが、この給食費の無料化などは、本来は国の予算で国が実施しなければならないと私は思っております。

そういった中で、利根町としては、先月16日の内示会及び今定例会初日の町長の施政方針において、令和5年度は小・中学生の給食費について2割削減が提示されました。中学生の毎月4,600円を3,680円、小学生においては4,030円を3,230円とする施策が提示されました。給食費は、この3年余りのコロナ禍において、令和3年度の7月から12月、令和4年度が昨年6月から本年3月までが、コロナにおける国の補助金活用で無料化となってお

ります。町は、厳しい財政状況の中での2割削減の政策を取っていただいたと思っております。ほかにも昨今の物価上昇分の補填、ほかに茨城県及び利根町産の野菜等の活用などを行い、いろいろなやりくりをされていることも承知しております。

令和5年度の給食費については2割削減ということで理解しておりますが、利根町の少子化からの脱皮、出生率の低下及び人口流出を少しでも防ぐために、令和6年度からの小中学生の給食費の無料化につなげる考えはないかについて伺います。

次の質問は自席で行います。

○議長（新井邦弘君） 山崎誠一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

海老澤教育長。

〔教育長海老澤 勤君登壇〕

○教育長（海老澤 勤君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルスの臨時交付金を活用して、令和3年度は5か月分、令和4年度は9か月分給食費の無料化を実施しました。また、町独自の取組として、令和4年度には地元食材提供事業助成分として174万2,283円、物価上昇分として103万9,780円の予算を計上し、給食費を値上げせずに提供してきました。

来年度の給食費につきましては、例年どおりの地元食材提供事業助成分及び物価上昇分の予算を計上するとともに、保護者の経済的負担を少しでも軽減できるよう、小学校児童は月額800円を減額して4,030円を3,230円に、中学校生徒は月額920円を減額し4,600円のところ3,680円を徴収し、2割を減額したいと考えております。令和6年度以降につきましては、社会情勢を鑑みて判断していきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） ありがとうございます。確かに今、教育長おっしゃったように、一度無料化になってしまえば、これ恒久的なものにしなければなりません。途中でまた有料に戻すということにつきましては非常に難しい内容ですので、一度やったらずっとつなげていくということになるかと思っております。そういったことで今、茨城県内では、河内町、大子町、城里町、そして潮来市が現在、小・中学校が無料化になっておりまして、この4月から境町と稲敷市が無料化になる予定でございます。

学校統合が4月からスタートしますが、本来であれば、三つが一つになるので、そこにプラスアルファが発生すると期待をしておりますが、昨今というか、昨年内のロシアにおけるウクライナ侵攻等による電気代をはじめとする物価高の影響によって、統合後のプラスアルファも縮小される可能性が出てきたように思っております。また、来年度、中学校の体育館の修理の設計費用の予算要求が、先日のお話ではありました。設計するからには、令和6年度は多分、工事が始まることになると思われれます。そういったことで、町の教育費への歳出は、今後も厳しいものがあると思っております。

しかしながらといいますか、先ほども申しましたが、この3月まで約2年間、コロナの

補助金による無料であったものが、4月から有料となります。2割減ということですが、印象としてお子さんをお持ちの御家庭では、家庭に与える印象は負担増に感じるものになってしまうのかなという思いを持っております。道路工事などの予算は当然必要で、福祉も必要なんです。しかしながら、具体的に子育て支援、教育に力を注ぐ利根町としての姿を示す上で、この給食費の無料化は必要と私は考えます。

先日の報道で、今、国のほうでも授業料や給食費云々の話が出ておまして、全国の小・中学校の公立の給食を無料化にすると、約5,500億円の予算が必要と報道で言っておりました。また、1899年の統計から、初めて昨年2022年は出生数が80万人を下回って79万9,728人だったと、こういったことも発表されております。出生率の低下を防ぐことは、先ほどから何度も言っておりますが、国の責任で行うものと私は感じております。しかしながら、国がやらないのであれば、地方自治体として、町として具体的に何ができるかを考えて質問しております。

そこで、もし無料化した場合の町の費用負担といいますか、必要な歳出はどのぐらいになるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 令和5年度の予算計上では、小学校児童460人、中学校生徒332人分で、合計で3,719万1,000円必要になります。

○議長（新井邦弘君） 山崎委員。

○2番（山崎誠一郎君） ありがとうございます。3,700万円、大きなお金ですが、ぜひ、そこを、利根町は給食費が無料になったんだよと、なっているよと、それで引っ越して来る人が何人いるかはっきり分かりません。しかしながら、そういったことに、教育のためにお金を使っているということが、少しでも人口の流入や、あとは出ていかないこと、そういったことになっていただければという思いで質問をしております。

令和5年度2割削減ということで、ぜひ令和6年度もいろいろ考えていただいて、あと最近、国内中で、この給食費が実際問題、この数週間、数週間で非常に話題になってきたように思います。問題になっているのは地域格差ということで、利根町はやっているけれども隣はやっていないと、その隣りはまたやっているけれども、その隣もまたやっていないと、そういったことがあると非常に混乱するので、さっきから何度も言っていますが、これは国の施策でやることだと思っております。そういう地域格差も生まれてこないように国がやればという思いを持っておりますが、いずれにしても、ここは利根町としてできる限りの手当てをしていただいて、少子化、人口流出、もしあれだったら人口流入になってくれるかもしれません。そういったことも含めて、ここは検討をお願いして、一つ目の質問を終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 山崎議員おっしゃいますように、今日のニュースあたりも、

東京都の幾つかの区が給食の無償化をするというようなニュースが報道されております。

今の状況、議員さんおっしゃいますように、今年度まで国の給付により給食費相当分の補助あるいはロシアのウクライナ侵攻、円安等々、食材費、電気燃料費の高騰、学校給食費にも大きな影響が出ております。ただ、育ち盛りの子供たちに安定して安心した学校給食を提供することは、私も国全体で考えてほしいと個人的には思います。60年ほど前、教科書が有償から無償になりました。これと同じように、国が法律を改正し、地方自治体を支援していくような、そういった前向きな議論を国会で期待したいと思います。議員のおっしゃいました、現岸田政権の異次元の子育て支援、異次元のという形容詞がつくのであれば、給食の無償化、この辺もぜひとも前向きな議論の深まりを期待したいと思います。

いずれにしろ、安定的な財源確保難しいのかもしれませんが、国のほうでは、現在ある年金、医療、介護、雇用などの社会保険から一定の拠出金を積み立てて、新しい制度の財源とするというような方向性も見え隠れしました。

いずれにしましても、町として貴重な税金ですので、無償化で幾らかかるのか、財源をどうするのか、優先するのはどんな施策なのか、町長部局と協議検討して、安全安心な学校給食をこれからも提供できるように努めていきたいと考えます。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） ありがとうございます。ぜひ、町全体で検討されて、実施に結びつくようお願いと期待をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

次に、二つ目の質問に入ります。令和2年9月の一般質問に引き続いて、2回目の質問をさせていただきます。

現在、利根町の高台の避難所としては、ウェルネス大学とは協定を結んで、災害時に体育館、校舎をお借りできることになっておりますが、自治体独自の利根川、小貝川の決壊や洪水時に避難する高台の避難所がないというのが現実でございます。

そこで現在、これも前回の質問で言ったのですが、羽根野台からもえぎ野につながる県道103号線の開発が進められている大平地区の高台に、国、県の予算等で避難所施設を誘致できないかというものでございます。

私は、利根町の財政状況等を考えた場合、茨城県の予算で、利根川、小貝川という国内有数の大河が合流する利根町、河内町、龍ヶ崎市等を守る避難施設及び食料、水、テント、簡易ベッド等を確保する上で、この地区の災害の拠点施設を利根町に誘致するというものを、前回の質問でも、また今回も質問でも、今、質問させていただいております。

龍ヶ崎市には高台に避難所が多くありますが、河内町と利根町は同じように平坦な土地柄で、高台に避難所がありません。そこで、誘致場所として、今進められている県道103号線沿いの高台に誘致するというものでございます。この103号線は、20年以上県にお願いしても進展しなかったものが、5年ほど前に就任後間もない佐々木町長と執行部の力で実現に結びつけた道路であります。それも、町の予算を1円も使わない県道であります。

そういったこともありまして、その沿線はまだ未開発であること、龍ヶ崎市との境界であること、河内町にも近いということ、それと高台であること等を考慮して、その場所にこの避難所を誘致して、利根町及び近隣の安心安全の拠点にしてはいかがかなというものであります。

また、利根町は県境に位置しておりますので、今後、隣の我孫子市をはじめ、近隣の千葉県側の自治体の避難所を利用させてもらう考えなどないか、町の考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 現状の水災害に対する避難所でございますが、町内の指定避難所等では、浸水想定区域内の町民全てを避難させることは難しいことから、広域避難先として牛久市へ避難していただくこととなっております。

議員御提案の高台への避難誘致でございますが、町内高台に避難所ができることは、利根川、小貝川等の河川氾濫による水災害において町民の皆様にとって大変心強いものとなり、安心安全につながると考えております。県に確認したところ、現在、避難所としての機能を備えた施設を県で行う事例はないとの回答がございました。

議員のおっしゃる、高台への新たな避難所としての機能を備えた施設については、町民の皆様にとって、安心安全につながるものですので、今後、交付金等の活用を考慮し、引き続き、多方面から検討してまいります。

次に、千葉県側への避難についてでございますが、利根川、小貝川等の河川氾濫による災害に備え、担当課から千葉県側の近隣自治体へ町民の避難先の確保について検討していただけるよう、現在、お願いに伺っているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） ありがとうございます。今の答弁ですと、非常にもう既に千葉県側との話合いとかされているということでございますので、この利根町の立地を考えた場合、千葉県側との協定というか、そういったものについては、非常に有効に活用されるのではないのかなというように思います。今、具体的な話をされましたが、今の答弁でいきますと、避難所というのは、県のほうでは今そういうルールというか、そういったものはないということではありますが、避難施設というものがあるということと理解をした次第でございます。

避難所の設置だけではなくて、今、町長もおっしゃった、防災施設というか防災公園というか、そういったものを、避難施設の考え、大変すばらしいものと私は思っております。災害になったらここに逃げ込む、ここに行けば安心というところが利根町に必要なのかなと、私考えております。実際に災害が起きた場合、今、国内の中で災害が起きたら、大体自衛隊のほうに出場を依頼して、自衛隊の皆さんがいろいろやっていただいております。テントを建てたり、お風呂をつくったり、そういったものがありますが、そういう場所を

提供できる場所、お願いする場所があつた近辺にできたら、もうよりすばらしいものと思っております。

そこで、防災公園が設置されれば、緊急時には一時避難場所、情報収集の伝達場所、消防、救援、医療、救護等の活動の支援場所等になれる場所であると思います。また、災害は一年中起きているわけではありませんし、起きてもらっては困るのですが、いざというときのために、そういう場所があるんだよということを非常に重要と考えます。

そして、平常時には、そういった場所があると、レクリエーションの会場や憩い、癒やし、コミュニケーション、例えばほかにも健康の増進場所等の活用になれる場所だと思いますので、今の町長のお考え、非常にすばらしい考えで、またそれが実際にできますとすばらしい場所になると思っております。町の避難場所を備えた町のシンボルと、安心安全のシンボルと、そういった場所になると思います。

また、県の予算と先ほどおっしゃいましたが、県や国の予算を活用し、そうなってくると町のお金も使うようになろうかと思っております。そういった必要になってくると思いますが、どのようにしたら補助金を有効に活用できて、設置できるかを検討されることをお願いいたします。

どうか町民の安心安全を守る観点から、ぜひとも設置に結びつくようお願いいたしますが、最後にもう一度、具体的といいますか、そういった考えについてお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） まだ構想段階ですが、多方面から検討する上で、避難所や避難場所のみの施設にしてしまうと活用範囲が限定されてしまうことから、平時はいろいろな方々に利用していただけるもの、また、災害時には防災の拠点として利用できるものとして、防災公園のような施設がいいのではと考えております。例えばですが、平時は、公園やキャンプ施設のような、町内外問わず多くの方々に御利用いただき、災害時には、避難場所として活用し、備蓄倉庫や非常時にかまどなどとして使えるベンチ、マンホールを利用した非常用トイレ等の防災施設を整備し、町民の皆様の安心安全につながればと考えてもおります。

財源のほうは、担当課長より答弁させます。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 財源といたしましては、現在の社会資本整備総合交付金の中の防災・安全交付金や過疎債等を活用できればと考えております。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 私の最初の質問でいきますと、前回もそうだったのですが、イメージとしては、体育館のようなものを造って、そこに何かあれば逃げ込むということだったのですが、それは、県のほうではそういったルールは今ないよと。でも、今、町長の答弁を聞いていますと、その体育館よりも、一年中、先ほども言いましたが、災害がある

わけでありませんので、そういった公園的なものを造って、そこがいろいろコミュニケーションの場、癒やしの場、有効活用ができるということのように思います。

単なる体育館的なものを造るより、そちらのほうが有効活用としてはすばらしい考えではないのかなという思いを今持ちましたので、そういったものを造っていただけるということを検討していただきたいということで、2問目の質問を終わりにしたいと思います。

最後の3問目の質問を行います。

これも安心安全の質問でございますが、私、立候補の際の私の個人の公約として、防犯カメラの増設について、町会議員に就任後の最初の定例議会であった令和元年6月、2回目も令和2年9月、3回目としまして令和4年3月の定例議会において、防犯カメラの増設について3回ほど質問を行い、私なりに取手警察署及び利根地区交番との打合せを、私が伺ったり、警察の方に来ていただいたりしながら複数回実施しました。

また、役場内において、防犯カメラの設置を担当する取手警察署生活住民課と防災危機管理課との打合せの橋渡しを実施などをさせていただき、町内に9台あった防犯カメラの設置を、令和4年度中もう既に設置されたということを聞いておりますが、2台の増設に結びつけたと私なりには思っております。

現在11台の設置であると承知しておりますが、本年1月28日及び2月3日あたりから、皆さん報道で御存じのように、悪質な、凶悪な強盗や侵入等の事件が相次いでいることから、町として再度、警察側と協議され、適材適所に防犯カメラの増設、さらには、年々機器の性能もアップされていると聞いておりますので、増設だけではなくて最新機器等への交換も行い、住民の安心安全への対策をお願いしたいというものでございます。

国内では、現在、数々の犯罪が防犯カメラの活用によって検挙に結びついていると報告されております。増設することで、これも利根町は防犯カメラを増設して安心安全に努めているということが、犯罪の抑止力のアップにつながることを思います。

また、町内の自治会の中で、自治会独自で自治会内に防犯カメラを設置したいという自治会があるかと思えます。既に布川台自治会では、以前から自治会独自で設置していると伺い、私も確認をできております。現在、近隣では、龍ヶ崎市、阿見町が、自治会内に設置する場合は、県及び自治体の補助金が支出されているようであります。

そこで、今後、町内の自治会からの設置要望があった際の考えや、先ほどから言いました、防犯カメラの増設、そして防犯カメラの新しい機種への交換、そういったことについて、今現在の考えを聞きたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 現在、町内には、既存の9台に、今年度より稼働を始めた2台を加えて、11台の防犯カメラが設置されております。議員おっしゃるとおり、昨今、悪質な事件や事故が多発していることもあり、犯罪抑止の観点からもさらなる増設について、今後も警察と協議しながら、県の補助金の活用も含めて検討をしていきます。

いと考えております。

自治会等への補助制度の導入につきましては、地区の意向を踏まえて、近隣市町村の例を参考に検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 自治会への設置と言いますと、町のほうの規則というか、決まりというか、条例ではないと思うのですが、どういったもので可能になるのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 導入するに当たっては、町の規則等で対応したいと考えてます。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 分かりました。規則という形で補助というか、援助ができるということによろしいですね。分かりました。これ、実際問題、早いほうがいいと思います。できましたら、とんでもない悪質な重要事件といいますか、犯罪といいますか、それがここに来て、年明け早々にフィリピンをまたいできて、近隣では龍ヶ崎市がその犯罪の拠点にもなっております。千葉県の市川もなりました。そういったことも含めまして、この安心安全のまちづくり、ぜひともお願いしたいと思ひまして、私の3問の質問を終わります。

そこで最後に、これで質問を終わりますが、年度末ということで、今月末で退職される職員の方が9名いらっしゃると伺っております。皆さん大体40年前後の役場勤務に務められたことと思います。町民へのサービスやほかの職務、そして代々我々議会への答弁書等の作成などに長い間取り組んでいただいたことと思います。お疲れさまでしたとともに、心から感謝を申し上げます。今回の退職を一つの通過点としまして、引き続き利根町への御助言等をお願いいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（新井邦弘君） 山崎誠一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩をします。再開を10時50分とします。

午前10時35分休憩

午前10時50分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告、9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 五十嵐辰雄でございます。一般質問をいたします。

1番としまして、デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進についてお尋ねします。

政府は、デジタル化に取り組む地方自治体を、現在の倍以上の1,500まで増やすという目標を掲げました。全国には約1,700余の自治体がありますので、約90%の自治体が含ま

れることとなります。田園都市国家構想の5か年総合戦略を決定しました。その内容ですが、地方のデジタル実装を加速し、全国どこでも利便で快適に暮らせる社会の実現を目指すわけでございます。この計画は、壮大かつ遠大な計画です。夢のある世界でございます。

総合戦略では、東京圏から地方への移住者を年間1万人を目標とすることも打ち出しました。2027年までに地方のデジタル化を重点的に推進し、子育て、雇用環境を改善することで東京一極集中を是正する考えです。高齢者にデジタル端末の利用方法を教えるデジタル推進委員を全国で5万人確保すると、こういうことも国の総合戦略には明記してあります。

次のことをお尋ねします。

(1) ですが、デジタル田園都市国家構想総合戦略には以前から交付金が出ておりますが、その交付金の概要について、まずお答えください。

2番目からは自席で質問いたします。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、五十嵐議員の御質問にお答えをいたします。

デジタル田園都市国家構想は、2021年に岸田内閣の下で、デジタル技術の活用により地方の個性を生かしながら社会課題の解決と魅力向上を図り、都市と地方の格差を解消することを目指して発表された構想でございます。

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題の解決や魅力向上の取組を深化、加速化する観点から、従来の地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金、この三つの交付金をデジタル田園都市国家構想交付金と位置づけ、構想実現に向けて分野横断的に支援する交付金でございます。事業対象別にみますと、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を支援するデジタル実装タイプ、そして、地方再生計画に記載された先導的な取組や施設整備等、安定的かつ継続的に支援する地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ、この二つが設けられており、それぞれの特性を生かしながら、デジタル田園都市国家構想の推進を支援する、そのような制度となっております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ただいまの答弁でよく分かりましたけれども、国の政策がなかなか各地方の自治体には浸透しません。新聞とかテレビ、そういった報道機関ではいろいろ、国ではいろいろな構想を上げていますけれども、異次元とは、次元が違うとか、なかなか国民一般まで理解できないで、浸透しないので、やはり地方から声を上げて国のほうに届くように、特に利根町などは東京近いですから大きな声を上げて、機会あれば意見を出していただければ、もっともっと国の政策が地方末端まで浸透すると思います。よろし

くお願いします。

そこで、全国どこで暮らしても快適な生活ができると、そういうわけですが、しかし、人口が地方から東京、首都圏のほうへどんどんと流出してしまっていて、先ほど山崎議員の質問がありましたけれども、なかなかその人口の流出があまり芳しくないようですね。

これは、最近、総務省が発表した2022年の住民基本台帳に基づく人口移動報告ですが、茨城県の場合を例にしますと、県人口で、2022年は460人転入が多かったと、茨城県は転入が多かったですね。2年連続で、茨城県は転入超過でございます。それで、県内では全部で44の市町村ありますが、転入超過の市町村は17あります。一番多いのはつくば市、3,818人が転入しました。そして、転出超過の市町村が27あります。利根町は不幸にも転出超過です。206人が利根町から転出超過しました。

転入超過になるように努力していると思うのですが、転入者を受けるための利根町のいいところを情報発信してやってほしいのですが、地方移住で利根町も大分力を入れてやっていますので、その転入を促すために、その情報発信はどんなふうに行っていますか、その点お答えください。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

転入を受け入れるための情報発信でございますが、令和3年度におきまして、地方創生推進交付金、こちらの交付金を活用しまして、テレワーカー編、働く女性編、起業編の3本の移住定住のPR動画を作成いたしましてホームページに掲載し、また、一月程度、YouTubeのほうにも広告掲載をさせていただいております。令和4年度におきましても、同じこの交付金を活用させていただきまして、約8か月間、ヤフーまたYouTube、こちらのほうに広告の掲載をさせていただいております。

その他、11月に東京交通会館で開催されましたいばらき暮らしセミナーに、また、今年1月に東京ビッグサイトで開催されましたJOIN移住・交流&地域おこしフェアに参加をいたしまして、来場された方々に利根町のPRを行ってございます。その中でも、一応今回来場された方16名の方、その方には細かい詳細の内容を一応移住相談として受け付けてございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長、担当課としては、相当汗を流して、いろいろな広報媒体を活用して、以前の古い人は広報といいますと、新聞とか、それからチラシとか、テレビ、ラジオとか、今、新しい広報媒体は、やはり今おっしゃいました、いろいろな機会を捉えてやっていることは、非常に御苦労さまでございます。引き続き、いろいろなその広報媒体を活用して、動画配信とかYouTubeとかで御努力されることを願っています。

次に、（2）番のほうに参りますけれども、1番と関係しますけれども、デジタル実装

制度、これは国のほうののですけれども、いずれは市町村のほうへも県のほうから話が多分近々あると思うのですが、都道府県がデジタル人材を確保して市町村に派遣すると、こういうことは多分県のほうから市町村役場のほうにも連絡があると思うのですが、小さい市町村では独自に人材を確保するのは難しいというわけで、県のほうで人材を派遣して市町村のほうへやると。

市町村独自でやる場合にはいろいろな補助制度があると、そういう制度は実際あるのでしょうか。地方交付税の基準財政需要額に加算すると、そういうことが出ていますけれども、そういう制度があれば、やはり県のほうから回してこなければ、いい人材を町のほうで全国から募集して、やはり県のほうから派遣される人よりはいい人を選んで、独自に確保すると、そういうお考えがあればお願いします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

このデジタル実装タイプにつきましては、先ほども答弁の中で少し触れさせていただきましたが、デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を支援する交付金でございます。

議員から御質問ございました、都道府県がデジタル人材を確保しまして市町村に派遣する制度といたしまして、都道府県過疎地域等政策支援員、そういう制度がございます。この制度につきましては、デジタル人材の確保といった地域の情報化のみならず、産業の振興、生活環境の整備、教育の振興など、過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を都道府県が確保し、市町村に派遣するものでございます。

この事業につきまして、令和3年度に県の事業の実施の有無を確認したところ、その当時は実施しないという回答でしたので、別の制度である内閣府の地方創生人材支援制度、こちらのほうを活用しまして、内閣府から複数の企業の紹介を受けまして、いろいろ調整をさせていただいたわけなのですけれども、残念ながら令和3年度につきましてはマッチングが成立せず、受入れができなかったという状況でございます。令和4年度につきましては、令和3年度にも利用いたしましたこの内閣府の地方創生人材支援制度と総務省の企業人材の派遣制度であります地域活性化起業人、この制度を活用いたしまして、デジタル人材の派遣の協議を今現在行っているところでございます。

地域活性化起業人の制度は、派遣元企業に対する人材負担金等、人材受入れに要する経費につきまして年間560万円、こちらを上限といたしまして、特別交付税措置となっております。ただ、企業の紹介等はございませんので、内閣府の地方創生人材支援制度、こちらのほうも利用しているところでございます。現在、内閣府からの紹介を受けた企業と協議を行っておりまして、マッチングが成立すれば、令和5年度の早い段階でデジタル人材の受入れが可能となると考えております。

議員の御質問でございました、職員をデジタル人材として育成する事業の経費の支援で

ございますが、現在、急速に進んでいる自治体DXなど、デジタル化に対応するため、まずは民間スペシャリスト人材を受け入れ、専門知識、業務経験、人脈やノウハウを活用し、外部の視点、民間の経営感覚等を取り入れながら、町のDX推進を促進してまいりたいというふうに考えております。そして、その受け入れた人材からデジタルに関する知識や経験を町職員が享受できればと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） この人材の確保ですけれども、やはり市町村では、みんな市町村間の競争ですね。やはり、まねをしたら駄目なんだよね。ただ、課長、本当に内閣府とか総務省とか直接談判してやっていることは、本当に御苦労さまでございます。だから、やはり独自に、民間でもいいからいい人を選んで来ていただいて、事務の活性化を図ってほしいと、そういうことでございます。

それで、先進的な事例を、他の市町村の先進的な事例を見るのもいいと思うんですね。これは、地方自治体の窓口で住民が手書きをする申請書が多いいんですね。デジタル対策としては、対面して複数の手続きが窓口でできると。それで、昨年度から住民課のほうで、おくやみ窓口をつくりました。これ、非常に利用者から好評いただいています。手続きが簡単にできるようになることが一番願っています。

今、ですから、おくやみ窓口ではどんなことが手続きできますか。それを担当課長にお尋ねします。

○議長（新井邦弘君） 松永住民課長。

○住民課長（松永重生君） それではお答えいたします。

亡くなられた方に関しまして、税務関係、年金関係、福祉関係、子育て関係、あと農地関係等所有しているものの名義変更やそういった手続きについて、残された方が手続きを取るといようなことでやっております。令和3年度におきましては、178件中84件が利用されました。令和4年度につきましては1月末現在で、204件中103件の利用がされております。各種手続きができるということでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 大分、だから利用者は、住民課でできることは、非常に利便性があります。結構なことですよ。

それから、また利根町以外のことを申し上げては恐縮ですが、これも新聞の報道ですが、デジタル化による窓口機能の改善ということで、北海道の北見市の例の紹介があります。北見市のほうでは、一つの窓口で、手続きが大体140くらいあると、非常にこれは好評でございます。北海道の北見市の例を参考にして、本州では静岡県浜松市、それから埼玉県深谷市、あと三重県の松阪市なども同じシステムを使っています。ですから、新聞で北

見市の報道があることが、非常にデジタルに対しての効果があるわけです。ですから、まず当局でも、ほかの先進事例を見るのも一理あると思うんですね。

利根町の例を申しますと、利根町の議会基本条例、これは北海道の栗山町に行きまして、それでいろいろ研修、勉強して、いろいろ議会で協議して、議会基本条例を制定しました。これも北海道の栗山町の草分けで、栗山町の議会基本条例が全国に広まったと、そういう例がありますから、北海道でもいろいろないい面があります。ですから、北海道のほうに行くのもいいと思うんですね。

それで、その先進事例の視察についてのお考えがあるかどうか、お尋ねします。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員に申し上げます。ただいまの質問は通告されておりませんので終了願います。通告内容に従って質問してください。

五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） これは通告外ということで、一応答弁は結構でございます。

それでは次の3番ですが、移住者、利根町の人口減少を食い止めるには、出生数の増加とかいろいろあると思うのですけれども、利根町は非常に東京から近いので、移住者のほうの対策、先ほどもありましたけれども、もう一度、受入態勢についてお尋ねしたいんですね。

また、東京ではコロナが収まったので、また東京転入者が何か3万人ぐらい増えたんだと。やはり、東京一極集中がまた復帰しましたね。首都圏ですから、地方のほうへ移住するように御努力を願います。

その態勢について、もう一度お尋ねします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

移住者を受け入れるということですが、国のデジタル田園都市国家構想では、主な施策として、デジタル実装タイプの地方創生テレワーク型というのがございます。サテライトオフィスやコワーキングスペースの整備、また利用促進することで、テレワークに対応した地方への人材の還流を図ることが掲げられております。

利根町におきましても、新型コロナ地方創生臨時交付金を活用しまして、令和3年度に利根町図書館の2階、また令和4年度に利根町生涯学習センター内にコワーキングスペースを整備しておりまして、テレワーカーなど移住者に対しても、徐々にではありますけれども、業務ができるような形で対応を進めているところでございます。

また、移住促進ではなく定住促進という観点になりますが、令和4年度より町民の方を対象にテレワークセミナー、こちらのほうを開催してございます。こちらは、子育て世代の方が町内にいながら勤務できるように支援するものでございまして、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ、こちらを活用しまして、令和5年度もまた実施をする予定でございます。

今後につきましては、文小学校の跡地の利活用におきましても新たなワーキングスペースやサテライトオフィスといった、そういう整備のほうもできないか、その辺も検討させていただきながら、移住、定住の促進につなげてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長，よく分かりました。御苦労をね。

ただ、利根町に来て住んだほうがいいと言っても、これは就労する場所がなければ、なかなか利根町に来てくれないので、やはり移住と、定住と、就労と3点セットでかからないと、これから駄目だよ。年金生活者、いろいろなその収入形態ありますけれども、年金生活者が何だかんだ言わないけれども、やはり就労する機会、そういったところがなければ、東京から呼んだって働く場所がないわけですよ。

ですから、そういう移住、定住と就労についてのお考えなどどのように考えていますでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

就労に関しましては、本当に利根町、工場等もございませんので、なかなか難しいところではございますが、先ほど申し上げましたいばらき暮らしのセミナーや、ビッグサイトのほうで行われましたJOIN移住・交流&地域おこしフェア、こちらのほうにブースを設けて相談をした中では、自分で自ら無農薬やオーガニック野菜、そういったものを栽培したいということで移住を考えていらっしゃるという方もいらっしゃいました。

その辺もございますので、今、利根町のほうでできることといえば、そういう農村地域に、できれば農地つきの空き家等があれば、そういうのも地域おこしフェアだったり、移住・定住フェアのほうで紹介することも可能と思いますので、その辺から一つ一つ移住定住に向けた対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、もう少し幅広く質問いたします。

既に御案内と思うのですが、農地に関する規制緩和、農地法の改正、農地法の第3条が改正されまして、令和5年4月から農地の権利移動、これには下限面積というのがあるんですね。50アールとか何かありますね。この下限面積に関する条文、これが削除されました。ですから、農地を取得する場合にも、何アール以上とかそういうのはないですね。面積要件が農地法によって今度改正されましたので、農地を小規模でも移住者が取得できるわけです。ただ、これは委員会の許可がいりますから、だから、例えば農業委員会のほうともよく連絡を取りまして、農業政策課のほうでは、こういった考えがあれば連携して、同じ役所内ですから、農業政策的に移住者を受け入れるとか、そういうお考えはいかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員に申し上げます。今の通告の2番の用途制限について抜けてしまって3番に行ったと思うのですけれども、2番のはよろしいですか。用途制限について通告の質問あるのですけれども、今の農地法のやつが3個目の質問になっていると思うんですよ。ですから、それでいいですか。

○9番（五十嵐辰雄君） 結構です。

○議長（新井邦弘君） 分かりました。

大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 下限面積の撤廃なんですけれども、議員おっしゃるとおり、4月から今度撤廃されて、どのような方でも農地のほうを購入といたしますか、名義が替えることができるようになりますけれども、農地法第3条ではそれ以外にも全部耕作要件ですとか、農作業常時従事要件ですとか、地域調和要件等は引き続き存置されておりますので、そちらのほう該当しないと許可を得ないということになるかと思えます。

それで、国のほうからその下限面積廃止に伴っての通知とか、詳しいQアンドAなどがまだちょっと下りてきていない状況でございますので、そちらのほうが出来た段階で、その辺は丁寧に許可のほうをしていくようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今の課長のお答えですが、確かに4月から新しくする、変わりましたけれども、まだ国のほうからの細かい指導はないと思うので、ただやはり一般的には、農地法が、誰でもいいから農地を買えると、そういう誤解が結構あるんですね、投資目的に買ってもらうとか。

やはり課長おっしゃるとおり、第3条には、第2項第1号とか第2項第4号、第2項第7号など、これが農業委員会の許認可の権限ですから、これを守らないと、やはり農地が虫食い状態になって荒れてしまいますね。ですから、課長おっしゃるとおり、委員会でしっかり確認して許可をしていただきたいと、そう思うんですね。

それで、2番目のほうに参ります。2番と3番ダブりますけれども。

これ、2番のほうは、用途区域です。都市計画法に定めるその用途制限、これは、利根町は昭和45年11月25日に、市街化と調整区域の用途区分がされました。そうすると、ちょうど今年で53年ぐらいになるんだよね。もう半世紀過ぎているんですよ。社会情勢は大分変わりました。今の、昭和45年頃、今日の状況などは誰も予言できなかったわけです。

大分、利根町のほうとしても、社会資本の整備とかインフラ整備できまして、52年たちましたので、この辺で新しい産業立地を望むように、都市計画の変更とか何かのお考えというのはありますでしょうか。その点、もし御検討されていれば、お答えください。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 都市計画法及び建築基準法に定めがある用途制限に

ついてでございますが、今定例会初日の会派の代表質問において町長より答弁がありましたことと重複してしまっていますが、当町では昭和45年に区域区分の決定、いわゆる線引きを行っております。その後、住宅団地の開発に伴い、昭和59年と平成16年の2回、線引きの見直しを行っております。

用途地域につきましては、昭和48年に布川地区の用途地域の決定、昭和59年に早尾台、羽根野台、フレッシュタウン及びニュータウンの市街化区域編入に伴い、変更を行っております。

平成7年には都市計画法及び建築基準法の改正に伴う新用途地域を決定し、さらに、平成16年には四季の丘の市街化区域への編入併せて変更を経て、現在に至っております。

線引きの見直しや用途地域の変更を行い、都市計画の用途制限の緩和を図ることにつきましては、国土交通省が定めております都市計画運用指針におきまして、都市計画基本調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえて、変更の必要性が吟味されるものと示されております。当町におきましては、現時点で計画的な開発の見通しが無いことから、都市計画の見直しは難しいものと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 変更というのは相当厳しいような御答弁でしたね。

それで、確かに国の制度では、その用途区域は13あるんですね、全部で13。利根町は6の用途区分があります。6区分。それで、県道千葉竜ヶ崎線、この両側、これは市街化調整区域なんですね。それで、県道の沿線ですが、これは利根西部地区の基盤整備事業の事業区分の中に入っていないんです、これ。やはり、ただこの西部地区の基盤整備の区域から除外したんです、両側何十メートルかは。こういうのは、やはりこのような状態ではなかなか土地の高度利用はできないのですが、その点の何か高度利用の計画というのは何かあるのでしょうか、沿線など。これ基盤整備の区域から除外してあるんです。

この除外した理由はどういう理由で除外したのか、その点分かればお答えください。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員に申し上げます。その質問も通告外なので、取り下げてください。

○9番（五十嵐辰雄君） 分かりました。

では、いいですか。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 次に参ります。

それで、3番に参ります。3番は、地区計画というのは質問したいんですよ。

これは、農業経営基盤強化促進法の一部改正、それから農地法の、先ほど申しましたけれども、第3条の改正、それで農地利用の将来について地区計画の策定することが、義務ではないですけれども、国のほうではそういうのは指針がありました。それについての概

略をお尋ねします。

その背景については、最近、農林水産事務次官の通知がありました。農業については、経営規模の拡大、それで農地の面積の大小にかかわらず、意欲を持って農業に参入する人は、新しく参入する人は区域外からも取り組んでくださいと、そういうことでございますので、農地の制限も大分緩和して、地区計画についてのあらましを、もしお分かりでしたら御説明お願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 平成27年度に作成し、見直しをしてきた人・農地プランは法制化されておりましたが、農業経営基盤強化促進法が一部改正され、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画を令和7年3月末までに策定することが定められました。

地域計画の概要でございますが、従来の人・農地プランとは異なり、地域農業の将来の在り方の計画で、10年後に目指すべき農地利用の姿を地図に表示することとなり、農地1筆ごとに農業者の利用の意向などの情報が明確化されます。また、地域計画では、議員おっしゃるとおり、農業を担うものとして認定農業者等の担い手のほか、農業を副業的に営む経営体など、多様な経営体や委託を受けて農作業を行うものなど、人・農地プランの中心経営体よりも幅広く位置づけられた計画となります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、大越課長の御答弁ですが、確かに今、農業の大転換です、この今の今日は。人・農地プランというのがちょっとあまりぱっとしないので、今度は法律で、この農地プランを今度は義務化するような方針ですね。

農業経営基盤強化促進法の一部改正で、課長おっしゃるように、10年後の新農村の姿、それを目標として地図をつくるように指導されています。地図。農地を1筆ごとに調査をして、将来の利用者、それからそれに対する農地の出し手、受け手の意向調査、これ農業委員会の仕事は、これから膨大になってくると思うんですね。それで、農地関連の情報のデータベースをつくって追跡調査、それをこの地区計画に織り込むと、非常に難しい作業ですね。これは、法改正で新年度から始まるんですね。

ここで心配されるのは、評論家の意見ですけれども、目標地図をつくらなければ、今度は農業政策上、補助金とか、そういったペナルティーがあるのではないかと、そういう心配が大分しております。

これはどういった、まだこれは国のほうからはまだそういった説明会とか、何かの話はないのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 地域計画策定に関する説明会と

いうのは特に受けてはおりませんが、情報は流れてきております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） そうしますと、令和5年度から、この作業には着手をするわけですね。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） そうですね。農業経営基盤強化促進法の改正を受けて、町は既存の人・農地プランの策定地域等を参考としながら、幅広い関係者の参加による協議の場を設定し、当該区域における農業の将来の在り方、農業が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について話し合いを行っていただき、その結果を公表し、地域計画を作成することとなります。また、この計画には、分散農地を集約化した農地利用の姿を、先ほど議員もおっしゃっていましたが、目標地図として作成することとされておりますので、農業委員会の協力も得ながら、農地の出し手、受け手の意向等を把握し、目標地図の素案を作成する予定でございます。

これら協議の結果を踏まえて地域計画案を取りまとめ、関係機関からの意見聴取、縦覧を行い、目標地図を含む地域計画を令和7年3月末までに策定していく予定となっております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 令和7年3月、非常に短い期間でこれだけの作業をやるのは、相当な御苦労が多いですね。

最後ですけれども、終戦後大分七十何年たっていますけれども、戦後の自作農創設特別措置法による農地改革、そういうのはもう時代が古いから、その感触とか経験というのはないと思うんですけれども、農地改革以来の日本農業の構造改革でございます。農業というのは、農地所有者が自ら耕作すると、これが農地法の制度の根底から崩れました。以前は、自作農創設で、借りてもいいですけれども自分で耕作すると、それが農地改革の根幹でございます。農地法の制度が根底から崩れて、新しい日本の農政が始まったわけです。これから御努力のほどお願いします。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 議員おっしゃるとおり、2年間という非常にタイトなスケジュールになるとは思いますが、協議の場を設置して協議するだけでも、人・農地プランの地域で言うと4地区、これを仮に3回ずつやっただとしても三四、十二回やるようになって、毎月やっただとしても1年かかってしまうということもあろうかと思えます。

国のほうも、モデル事業で行った兵庫県のちょっと市町村名は忘れてしまいましたけれ

ども、モデル事業を行ったところが、その目標地図をつくるまでに7年かかったというお話もありますので、まず最初、令和7年3月31日までに地域計画を策定しなくては駄目なのですけれども、この時点では粗いものになってくるかと思えます。それで、1回つくった後に、継続的な取組で見直しを行いながら、地図の完成を目指していくような形になるかと思えます。

いずれにいたしましても、地域の皆さんのお話合いとか関係者などと調整を図りながら、実効性のある地域計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時10分とします。

午前 1 1 時 3 8 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（新井邦弘君） ただいまの出席議員は10名です。10番若泉昌寿議員が退席しました。

定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

3番通告、4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 皆様こんにちは。3番通告、4番、令和デモクラシーの大越勇一です。

2月24日でロシアがウクライナに侵攻を開始してから1年が過ぎました。この侵攻は、世界に衝撃を与え、戦争をどのようにすれば止められるかが一大関心事となりました。しかし、双方の兵士約30万人が死傷し、民間人2万人超が死傷する中、戦争終結の見通しは立たないままです。この悲惨な戦争が一日でも早く終結して、平和な世界になることを祈念いたします。

また、傍聴の皆様、そしてライブ中継で議会を御覧の皆様、お忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、農業政策と子供の貧困についての2項目についてお聞きいたします。

質問事項1、農業政策についてお伺いいたします。

利根町は、都心から40キロメートル圏の茨城県南端に位置し、北は龍ヶ崎市、東は河内町、西は小貝川を挟み取手市、南は利根川を挟んで千葉県我孫子市、印西市に接する県境地域にあります。地形は、全体の97%が平地で、山林は僅か3%という平坦な土地柄です。町域は、東西8.3キロメートル、南北5.2キロメートル、総面積24.86平方キロメートルで、県内44市町村の中でも3番目に小さな面積となります。気候は、年間平均気温14.5度、平均降水雨量は1.345ミリであり、気候区分としては暖温帯となります。

本町の人口は、昭和45年に首都圏整備法による近郊整備地帯に指定されたことを契機に、都市化の波が押し寄せ、首都圏のベッドタウンとして次々と住宅開発が行われ年々人口が増加し、平成5年3月末には2万1,010人と飛躍的に増加しました。しかし、住宅、団地開発が一段落し、転入増となる要因がなくなると、転入当時に幼少期だった年齢層の転出や都心回帰等の進行により、平成5年以降は減少に転じ、令和5年2月、1万5,373人となりました。そのような中、平成29年4月1日の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、過疎地域の指定を受け、利根町過疎地域自立促進計画に基づき、産業の振興や交通通信体系の整備、生活環境の整備などの施策に取り組んできました。

利根町の基幹産業は農業で、米作りです。基盤整備も順調に進んでおり、圃場の整備と集積化が図られていると認識しております。しかしながら、農家の数は年々減少し、担い手も不足している状況にあり、今後の農業の衰退を危惧しております。

そこで、農業の活性化に向けて、次のことを伺います。

農業就業者の年齢構成と規模別耕地面積の割合及び認定農業者数と新規農業者の現状について伺います。

以降の質問につきましては自席で行います。

○議長（新井邦弘君） 大越勇一議員の質問に対する答弁を求めます。

大越農業政策課長。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長大越聖之君登壇〕

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） それでは、大越議員の御質問にお答えいたします。

農業就業者の年齢構成ですが、2020年の農林業センサスにおける基幹的農業従事者数によりますと、59歳以下が30人、60歳から64歳が22人、65歳から69歳が62人、70から74歳が76人、75から79歳が53人、80歳以上が46人で、合計289人となっており、65歳以上の割合が82%と、かなり高齢化が進んでいる結果となっております。

次に、規模別耕地面積の割合ですが、同じく農林業センサスによりますと、1ヘクタール以下が53件、1ヘクタールから3ヘクタールが148件、3ヘクタールから10ヘクタールが44件、10ヘクタール以上が10件となっております。

次に、認定農業者数ですが、令和5年3月1日現在29名、3法人の計32経営体でございます。新規就農者ですが、令和2年に施設園芸を始められた方がおりますが、令和3年、令和4年では、親から経営を引き継いだ方が数名程度と思われまます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 65歳以上の割合が82%で、かなり高齢化が進んでいるとのことですが。しかし、利根町は皆さん元気で、長生きの人が多いいことは喜ばしいことです。

また、認定農業者の方の令和5年3月1日現在、29人で3法人の計32経営体があるとの

ことですが、認定農業者制度は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために、平成5年に農業経営基盤強化促進法において創設されました。育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする者を市町村が認定し、農用地の利用集積、その他の経営基盤の強化を促進する措置を講ずる制度ですが、認定の基準、認定の手續及び認定農家が受けられる主な支援について伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 認定農業者の認定基準でございますが、利根町農業経営基盤強化促進基本構想の中で、将来の農業経営発展の目標として、農業所得が主たる農業者1人当たり580万円以上、年間労働時間を2,000時間以内と定めてございます。

次に、認定手續でございますが、農業経営改善計画認定申請書により町に申請し、利根町農業経営改善計画等審査会の意見を聞いた上で認定することとなっております。この審査会のメンバーでございますけれども、つくば地域農業改良普及センター地域普及第二課長、JA水郷つくばわかくさ支店長、利根町認定農業者協議会会長、農業委員会事務局長、農業政策課長となっております。

次に、認定農業者が受けられる主な支援でございますが、スーパーL資金などの低利資金の利用や、利根町ががんばる農業者支援事業等の補助事業の活用、その他、収入減少影響緩和交付金の対象となり米価が下落した際に収入が補填される制度もあり、税制面においても農業経営基盤強化準備金制度等がございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） よく理解いたしました。

労働力確保に向けた施策や担い手の育成、確保について、町の取組を伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 労働力の確保についてですが、水稲単作の場合、農繁期において一時的な労働力の確保の必要があるのが現状と思われまして。シルバー人材センターに確認したところ、毎年20軒程度の農家から、種まきや苗運び等の依頼を受けていると聞いております。また、最近では、農業用マッチングアプリも増えてきており、今後さらに需要が高まると考えております。

町といたしましても、先進的取組をしている事例等を参考にし、労働力の確保対策を、JAとも協力しながら検討していきたいと考えております。また、経営規模の拡大や、新作物を導入し、雇用者の通年作業の確保を図るような取組を行い、法人等を目指す農家も支援してまいります。

農業の担い手の確保や育成に関しましては、農業経営基盤強化促進法が改正され、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めることとな

りました。この地域計画では、認定農業者のほか、農業を副業的に営む経営体や委託を受けて農作業を行う者などが農業を担う者と位置づけられ、農地の集積、集約化が強化されます。また、新規就農や定年帰農など、新たに農業経営を始めようとする方には、就農相談から経営定着の段階まで、きめ細やかに支援していくことが重要であり、そのため、農地については、利根町農業委員会や農地中間管理機構、栽培技術、経営面については、つくば地域農業改良普及センターやJAなど関係機関と協力し、将来的には認定農業者へと誘導していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） シルバー人材を利用したり、農業用マッチングアプリを活用して労働力を確保していくことは、有効な手段だと思います。また、経営規模の拡大や、新作物を導入して雇用者の通年作業の確保を図るような取組を行い、法人化等を目指す農家の支援をしていく、これも農家にとっては必要な施策だと思います。ぜひ取り組んでいただきますよう、提言いたします。

答弁の中で、農業経営基盤強化促進法が改正され、地域の話合いにより農地利用の姿を明確化する地域計画を定めることができるとのことですが、改正された地域計画について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 地域計画でございますが、これまで、人・農地プランがあったのですが、こちらのほうは法制化されておりました。しかし、農業経営基盤強化促進法が一部改正され、地域計画を令和7年3月末までに策定することが定められております。

従来の人・農地プランは、中心経営体に農地を集積していく将来方針を文章化しておりましたが、今回定める地域計画は、地域農業の将来の在り方の計画で、農業を担う者ごとに利用する農地を1筆ごとに目標地図に示すこととなります。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 先ほど、それは五十嵐議員のときの答弁と同じ内容かと思えます。ありがとうございます。

次に、地産地消を進める取組について伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 地産地消につきましては、町内産のお米や野菜の学校給食への食材提供をはじめ、月1回の役場イベントホールでの新鮮野菜の直売会や年1回の地場産業フェスティバルを開催し、PR活動を行っております。その他、利根町地産地消協力店の看板を作成し、町内農産物を使用している飲食店や販売店へ掲げていただき、その店舗の一覧のパフレットを作成したり、ウェルネス大学と日本グローバルビジネス専門学校の学生を対象とした学割にも御協力をいただいている店舗も

あり、消費拡大に取り組んでおります。さらに、イベント等でのパック米や日本酒さくら姫を配布し、利根町産米の宣伝を行っているところでございます。

なお、日本酒さくら姫につきましては、令和5年4月6日より町内酒店等で販売が開始されます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 月1回役場のイベントホールでの新鮮野菜の直売所に参加されている農家数について伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 役場直売所参加農家数でございますが登録農家数は9名、令和3年度開催回数でございますが8回で延べ52名、令和4年の開催回数が11回で延べ47名の参加となっております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 今後も、地産地消の啓発に努めていただきたいと思います。

次に、多面的機能支払交付金の活用について伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 多面的機能支払交付金は、担い手に集中する水路や農道等の管理を地域で支えることによって農地集積を後押しすることが目的であり、現在、利根町では3地区で活動組織を立ち上げ、本交付金を活用し、地域の保全活動に取り組んでおります。主な取組の内容といたしましては、農道、水路の草刈りや水路の泥上げ、砂利等での農道の補修でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 現在、利根町では3地区で活動が行われているとのことですが、逆に、多面的機能支払交付金を知らない地区が多いのではないかと思います。

周知方法をどのようにしているのか、伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 周知方法でございますが、基盤整備事業等の説明会などで周知を行っているところでございます。また、県のホームページ等でも、県のほうで広報のほうはさせていただいていると記憶しております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 多面的機能支払交付金はよい制度なので、もう少し周知方法を工夫していただきたいと思います。

また、この多面的機能支払金の申請手続について、どのようにしたらいいのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 申請の手続でございますが、一定の区域を決めて活動組織を設立し、町経由で県への申請となります。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） ロボット，AI，IoT等の先進技術を活用した次世代の農業，いわゆるスマート農業が昨今，話題になっております。

そこで3点について伺います。

スマート農業の概要及び町の現状と課題について伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） スマート農業とは，ロボット技術や情報通信技術を活用して，省力化や精密化，高品質な生産を実現する新たな農業のことです。例として挙げますと，ロボットトラクターやドローンによる薬剤や肥料の散布，スマホで操作する水田の水管理システム，センシングデータ等の活用，解析により，農作物の育成や病害を正確に予測するシステム等がございます。

町の現状と課題でございますが，利根町に限らず，農業の現場では依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く，省力化や人員，人手の確保等が重要な課題となっております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 農業を営んでいくのには，省力化，人手の確保，負担の軽減などが課題として挙げられましたが，課長の答弁どおりだと思います。

そこで，スマート農業の普及を図るため，農業者への支援とスマート農業指導者の人材育成について伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 農業者への支援につきましては，町の事業，がんばる農業者支援事業の活用や，国，県の関連事業の周知を行い，支援していきたいと考えております。

スマート農業の指導者の育成につきましては，つくば地域農業改良普及センターや農業協同組合など，関係機関と情報を共有しながら協力していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） がんばる農業者支援事業を活用している農業者数と，どのような支援を受けているのか，伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） がんばる農業支援事業の実施実績でございますが，令和3年度は，米の品質向上のための機械の購入で1件，農作業の効率化コスト削減のための機械が2件，新規作物導入に必要な機械が1件，経営規模拡大に必要な機械が1件でございます。令和4年度につきましては，経営規模拡大に必要な機械が1件というふうになってございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） スマート農業に対する今後の取組について伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 労働力不足や農業技術の伝承などに対応するため、ICTやAIなどの先進技術の導入による農作業の省力化やコスト低減、生産技術向上などへの取組が重要となってきています。

町といたしましても、土地改良事業による圃場整備と担い手への農地の集積を進め、規模拡大による効率的な農業経営をはじめ、次世代を担う後継者の育成や新規就農者に対する支援も進めていく中で、ICTやAIなどの先進技術の導入も支援していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） コロナ禍によるリモートワークをきっかけに、地方への関心が高まり、田園回帰の機運が加速しているようです。これを受け、町では、新しい農村の構築についてどのような取組をしていくのか、伺います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

議員の御指摘のとおり、コロナ禍によりテレワーク等が普及し、働く場所にとらわれない働き方が広がったことにより、地方への移住の機運が高まっております。これを受けまして、町では移住定住PR動画を活用したプロモーションを展開し、移住支援金、新築マイホーム取得助成金や奨学金返還支援補助金など、移住と定住の促進のほうを図ってまいりました。

移住を希望する方の中には、平日はテレワークをして、休日は近くの農地で農業に関わりたい方、本町の出身の方、いわゆるUターンで希望された方もいらっしゃると思います。その中でも、実家が農業を営んでいるという方もいるかと思えます。そういった農業に携わるきっかけがある方や移住者の全体数が増えることで、将来的には農業の継続へとつながっていくことが期待できると考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 農村部への移住について、町の考えを伺います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 午前中の五十嵐議員の質問のところでもちょっとお答えをさせていただきましたが、本町におきましては、東京交通会館のほうのいばらき暮らしのセミナーや、ビックサイトで開催されましたJOINの移住・交流&地域おこしフェア、こちらのほうで、いろいろ移住相談のほうを行ってまいります。

その中で、有機栽培や無農薬野菜、そういう方も、関心を持たれる方もいらっしゃると思いますので、先ほども申し上げたとおり、農地つきの住宅等が今後増えてきて活用できるような形になれば、そういう方にも積極的にPRをして、利根町のほうに移住していただけれ

ばなというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 基盤整備事業で、大規模な圃場ができてきています。圃場は整備され、農機具も大型化されています。喫緊の課題は、担い手不足だと思います。もうかる農業をみんなで考えて、これからの利根町の農業を発展させていくことが重要だと考えます。今後も農業者への支援を提言いたしまして、次の質問に移ります。

質問事項2、子どもの貧困について伺います。

貧困は一人一人の子供の成長の可能性を阻むだけではなく、貧困が次の世代に引きつなされる危険をつくり出しているという点でも、日本の未来にとって重大な課題です。子供の貧困率は1980年代から上昇傾向にあり、現在、我が国の7人に1人の子供が貧困状態にあると言われております。医療や食事、学習、進学などの面で不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せない傾向にあることから、この問題はやはり喫緊の課題となっております。

そこで、本町の子供の貧困対策について伺います。学習支援について、現状と取組について伺います。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 利根町では、就学援助制度を実施しております。制度に認定となった世帯は、学用品費や食料費、修学旅行費等について、学校教育に必要な費用の一部を援助しております。令和4年度には制度の改正を行い、認定要件を追加し、また、援助額についても修学旅行費を実費分全額援助するなど、制度の拡充を図っております。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 生活保護世帯、いわゆる要保護世帯及び準要保護世帯を対象とした学習支援として、茨城県が生活困窮者自立支援法に基づき、町に代わって実施する学習・生活支援事業「いば・きら塾」を開設し、学習を含めた生活支援を行っております。この学習・生活支援事業の目的ですが、生活困窮状態にある児童や生徒に対し、学習支援を含め、進学に関する助言をするとともに、家庭や学校以外の場所において安心できる居場所を確保し、支援員や子供同士の交流などを通じて学習習慣や生活習慣の確立及び社会性の育成と学習意欲の向上を目的に、週3回実施しております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 先ほど中村課長の答弁の中で、就学援助制度の説明がありましたが、就学援助制度を利用している児童生徒数について伺います。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 令和5年2月末現在、要保護が2名、準要保護が100名の計102名です。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 次に、オンライン学習の支援について伺います。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） タブレットの持ち帰り学習等が増えたことから、先ほど御説明しました就学援助制度の援助項目として、令和4年度からオンライン学習通信費を追加し、対象世帯1世帯ごとに年間1万4,000円を支給しております。また、御自宅にインターネット環境のない世帯については、モバイルWi-Fiを無料で貸し出しております。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 県が町に代わって実施、開設する学習・生活支援事業のいば・きら塾は、要保護及び準要保護と認定された世帯において、学習支援を希望する世帯の児童や生徒を対象に学習支援を週3回行っておりまして、そのうちの2回をオンライン学習教室として行っております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 今、いば・きら塾ということが出ましたが、いば・きら塾の概要と利用状況について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） いば・きら塾の概要ですが、県の委託先事業者でございますNPO法人子連れスタイル推進協会が実施しておりまして、要保護及び準要保護となった世帯の中で、学習支援を希望する世帯に対し、週3回の学習支援を行っておりまして、主に学習支援の内容としましては、苦手科目の勉強や学校の宿題、復習を行っております。また、生活支援として、整理整頓の習慣づけや挨拶や言葉遣いなど、日常生活習慣の育成も行い、支援をしております。

なお、オンラインによる学習は、毎週月曜日と水曜日の2回実施しておりまして、利用者は5世帯8名となっております。

○議長（新井邦弘君） 大越委員。

○4番（大越勇一君） 全ての子供たちは、ひとしくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されてはなりません。今後とも、手厚い支援をしていかなければならないと考えます。

次に、子供たちの食の支援について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 町が生活困窮者自立相談支援事業を委託する利根町社会福祉協議会が、生活困窮に関する総合的な支援を関係機関と連携し実施しておりまして、その中で、NPO法人フードバンク茨城と連携して行うフードバンクにより、子供がいる世帯を含めた生活困窮世帯の食の支援体制を整えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 食の支援体制を整えているとのことですが、子供がいる世帯のフードバンクの利用状況について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 利用の実績でございますが、これまで単身世帯や高齢者世帯の利用のみとなっております、子供のいる世帯のフードバンクの利用実績は現在のところございません。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 子供たちの食の確保が特に重要であると考えますが、飲食店や食料品店など、民間事業者と提携する考えについて伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 現在、利根町社会福祉協議会が行っているフードバンクの食料確保につきましては、役場内に設置しておりますきずなボックスによる町民の皆様方などからの寄附やNPO法人フードバンク茨城からの調達により、食料は十分に確保できていることから、民間事業者との連携につきましては現在のところ考えておりません。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 食料が十分に確保できているとのことですので、安心いたしました。今後、必要に応じて、民間事業者との連携を進めていただきたいと思います。

5番目の、誰もが食に困ったときに無償で食の支援が受けられるフードパントリー支援と食料保管の拠点整備について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） フードパントリー支援につきましては、利根町社会福祉協議会がフードバンクとして食料を確保し、常時、子供の貧困を含めた生活困窮者への食の支援ができるよう努めております。さらに、利根町社会福祉協議会では、子供の貧困対策に特化した支援として、家計応援フードパントリー事業を行い、ひとり親世帯への食料品や日用品の無料配布を実施しております。

食料保管の拠点整備につきましては、現在、利根町社会福祉協議会がフードバンクにより生活困窮者等への食の支援を行っていることや、また、町が生活困窮者自立相談支援を事業委託していることから、今後も利根町社会福祉協議会を食料保管の拠点として、引き続き、子供の食の支援を含めた生活困窮世帯への総合的支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） フードパントリー支援と食料保管については、利根町社会福祉協議会が総合的な支援を行っているとのことですので、理解いたしました。

子供は、社会の宝です。どんな子供も安心して笑顔で生活できるということは、社会が

持続するために最も大切なことだと思えます。そして、どんな子供も安心して生活できる社会をみんなで作っていくことが必要だと考えます。

地域でつらい思いをしている子供は、たくさんいます。私は、あなたは1人ではないと言いつけたいと思います。これからも住民サービスが向上して、町民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくり、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向かって取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 大越勇一議員の質問は終わりました。

暫時休憩します。再開を14時25分とします。

午後2時12分休憩

午後2時25分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番通告、6番石山肖子議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 4番通告、6番石山肖子です。

今回の質問は、利根町のコミュニティ・スクール（学校運営協議会）のつくり方についてです。

社会総がかりの教育を表象する地域とともにある学校、こちらに関連して、これまでに次のような質問をしてきました。

平成28年12月には、平成21年と平成22年度に行われた学校支援地域本部事業、これはモデル事業でした。こちらについて質問してきました。学校支援ボランティアとしての私の経験から、当時の事業の目的を確認しました。続いて、平成30年12月には、教育行政における学社融合推進についての方向性、考え方を伺いました。令和2年9月には、学校を核とした地域づくりが利根町の地方創生の本質であり、持続可能なまちを目指すことと同義であると考えまして、社会総がかりでの教育を実現する地域学校共同本部、そして学校運営協議会、コミュニティ・スクールです。略してCS、この構想について質問しました。

一方、国の動向と背景について申し述べます。

通告書に記載のとおりですが、かいつまんで説明いたします。

平成26年文部科学省は、活力あるコミュニティの形成に向けて、地域活性化の取組について資料を提出しました。学びを通じた自立協働型の社会づくり、持続可能なまちづくりの形成を上げまして、コミュニティ・スクールの活用、地域コミュニティの拠点となる学校施設の複合化等、廃校後の公共施設等への転用の弾力化、こちらをうたっております。

そして、コミュニティ活性化の方策については、愛知県はこのように地域コミュニティを定義しております。一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、

そこに暮らす地域住民は構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域に関わる様々な活動を自主的、主体的に展開している地縁型団体及び組織を言う。このように定義し、青森県や兵庫県は住民自身が地域の課題解決に向けた取組や、まちづくりを行う集団、団体。町内会等や連合町内会等もこれに含まれると定義しております。

これを、私はこのように考えました。地域コミュニティの機能とは、住民自治によるまちづくりである。図らずも、利根町は、住民自治基本条例を来年度から施行するという運びになっております。

続いて、平成27年には、文部科学省はチームとしての学校の在り方と今後の改善方策についてという答申の中でコミュニティ・スクールに言及して、この仕組みの制度的な見直しや推進方策を提言している。さらに、令和元年には、コミュニティ・スクールのつくり方、学校運営協議会設置の手引きにおいて、コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりに有効なツールであり、全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべきとしました。

このように、学校区におけるまちづくりをめぐる文科省の表現は、地域コミュニティの活性化、チームとしての学校、社会総がかりの教育、地域とともにある学校と進展してきました。利根町がコミュニティ・スクールを導入するとお聞きしておりますので、この今回の質問となっております。

さて、昨今の社会の動きと地域とともにある学校が利根町において何をなし得るのかについて、私の考えを述べます。

図らずも、世界はChatGPTに代表される対話型人工知能の登場を皮切りに、AI時代に突入したと見られます。既にスマートフォンでも、AIとの対話が可能になっております。人工知能AIに代替される仕事、これから増えていきます。これまでの工業社会、情報社会とは何が違うのかという問いを持ちつつ、そして、私たちが自ら学習し始めたAIを、ツールとしてどのように使いこなしていくのかという課題があります。問題解決を要請するこの社会で、批判的思考力、メディアリテラシーが求められていると考えます。

社会との接続の準備をしている子供たちが、この大波を乗り切っていくために必要な能力は何なのでしょう。それは、非認知能力と言われる社会情動的スキル、つまりソフトスキルです。

OECD2018は、経済学における非認知能力を個人の内面や他者との関係性に深く関わる力として社会情動的スキルと位置づけ、三つに分類しました。1、目標の達成、2、他者との協働、3、感情のコントロールです。この2番目の他者との協働で、新しい知識や価値を創造していく、そのためには課題があります。多様な他者との相互作用の機会が少なくなっているこの時代に、私は、子供たちと絵本の世界を共有することが、小さなことですけれども、一つの機会ではないか、多様な他者を経験する機会ではないかと考えまし

た。他者の視点に立ち、少しでも共感できることが、絵本という世界を共に楽しむことから生成されていくのを経験してまいりました。演劇で他者を演じることも、情意的側面を育ててくれると考えております。

そして、地域とともにある学校が何をなし得るのかという問いですが、それは、学びに向かう力を育むことであろうと思います。地域、つまり町内には多様な属性を持つ他者が存在しており、目には見えぬけれども、その人の歴史と考え方、さらには存在そのもの、その人のたたずまいを感じることができます。他者との協働は、このソフトパワー、ソフトスキル、これらで成り立つものだと考えております。社会情動的スキルというものではないでしょうか。学校と地域関係者が楽しく協働し、私もこれからボランティア活動を行いながら成長をしたいと思っています。私たち大人の責任である教育に対しての地域の寄与、これを果たすために、コミュニティ・スクール事業について理解を今回の質問で深めたく思います。

そこで、利根町の住民自治によるまちづくりに寄与する地域とともにある学校づくり、これに有効なツール、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の作り方について、3点をお伺いしてまいります。

まず、コミュニティ・スクール設置準備期間の展望、学校が統合された暁には、学校跡地2か所、こちらでいろいろな事業が行われるための準備が行われると思います。コミュニティ・スクールを設置するための準備は、今までにも準備されてきたと思いますけれども、これからの2年間どのような準備をされ、そして、何を私たち町民の力に求められるのか、そちらをお伺いしたいと思います。

次からの質問は自席にて行います。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

海老澤教育長。

〔教育長海老澤 勤君登壇〕

○教育長（海老澤 勤君） 石山議員の御質問にお答えいたします。

まず私からは、利根町におけるコミュニティ・スクールのイメージについて御説明をいたします。

議員からの御質問にありましたとおり、コミュニティ・スクールとは、地域とともにある学校づくりを進めるために有効な仕組みであり、学校、家庭、地域の代表者たちで組織される学校運営協議会を設置した学校のことです。

この学校運営協議会は、国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、その設置が努力義務とされており、既に県内の約4分の1の学校、25%以上の学校がコミュニティ・スクールとなっているのが現状です。

この学校運営協議会には、大きく三つの役割がございます。その一つ目は、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。二つ目に、学校運営について教育委員会また

は学校長に意見を述べること。三つ目に、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることとなっており、大きな権限を持つ協議組織となります。

これによりまして、これまで以上に保護者、地域の思いが反映された学校教育が推進されることになり、また、地域の人材、地域の教育資源を積極的に学校教育に取り込んでいくことが可能になります。幸いにして、この利根町には協力的な保護者、学校を支えていただけている地域の方々がたくさんいらっしゃいます。このコミュニティ・スクールを立ち上げるには、最適な地域でもあると考えております。

また、今回の小学校の統合により、町で唯一の小学校となります利根小学校、同じく唯一の中学校である利根中学校には、町をあるいは地域を学区で分けるという概念は存在しません。社会総がかりで、言い換えれば町民が一丸となって子供たちの教育を支えていく仕組みをつくり上げていくために、この二つの学校をコミュニティ・スクールとしていきたいと考えています。

町内の小中学校をコミュニティ・スクールにしていくためには、それぞれの小中学校に学校運営協議会を設置していく方法が一般的であると考えます。しかし、現時点での構想にはなりますが、利根小学校と利根中学校の二つの学校に対して、その二つを統括する一つの学校運営協議会を設置していく考えでございます。この学校運営協議会を町に一つとすることで、9年間の義務教育を学ぶ利根町の子供たちがどのような力をつけ、どのような成長をしていくべきかを、学校、保護者、地域の方々、みんなで議論する場を設けていきたいと考えております。小中学校の教員がお互いの教育について語り合い、また、それぞれの保護者、地域の方々とともに、これからの利根町を支える子供たちに何を学ばせるべきかを話し合い、課題を見だし、学校では、また家庭、地域ではどのような教育を進めることが望ましいかをみんなで考えていくような場にしたいと思っております。

これまでにも、登下校の見守りボランティアの方々、読み聞かせボランティアの皆様、また、地固め唄保存会による地域文化の伝承など、多くの地域の方々の協力によって利根町の学校教育は成り立ってまいりました。こうした学校と地域が協働した活動をより積極的に取り組むために、コミュニティ・スクールを設置してまいります。これは、地域の活性化とも密接に結びつくものと考えており、学校だけではなく、地域や家庭にとってもメリットになるものだと確信しております。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 続きまして、設置準備期間の展望についてお答えいたします。

ただいまの教育長答弁にもありましたように、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会という協議組織を設けて、学校運営の方針等について地域の皆様とともに議論を重ねながらつくり上げていく学校であることから、令和6年4月までには町内の小中学校をコミュニティ・スクールとし、学校運営協議会による議論を始められるよう計画しております。

既に、今年度から他市町村の取組を研究したり、国や県の研修に参加しながら、学校運営協議会の設置方法に関する情報収集を進めてまいりました。今後は、この4月からコミュニティ・スクールの立ち上げを専任とするコミュニティ・スクール指導員を任用し、準備を進めていく予定です。具体的には、コミュニティ・スクールを周知していくための広報活動や、学校運営協議会を設置するための推進委員会の開催、推進委員の選任、地域人材や関係団体への協力依頼などを進めてまいります。また、これらの取組が適切に進められるよう、各種規則等の整備を進めてまいります。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） コミュニティ・スクールに関しまして、イメージのほうを教育長からお伺いいたしました。子供たちに持ってほしい能力、それから、それを得るための学びの方向性、そのようなものについてのイメージ的なものは、私も同感でございます。

冒頭に申し上げましたように、批判的思考力、社会情動的スキルなど、このようなものを子供たちに持ってもらうための、この運営協議会の設置の中での準備期間からの、私たち町民とそれから先生方、子供たち、保護者との交流だと思えました。

この展望については、令和6年ということは、4月までにいろいろな準備をされまして、コミュニティ・スクール指導員さん、こちらの方に広報、それから推進委員会等のコーディネート的な活動とそれから知識等を私たちに教えていただけるのではないかなと思います。

そこで、この1番に関して、この展望の中で一つお聞きしたいのが、町民の側からなのですけれども、偶然ですけれども、一ボランティアとして15年間布川小には通っております。もちろん、コロナの時期は行けませんでしたけれども、思い起こせば、その15年間というのは一ボランティアですから週に1回でしたけれども通って、子供たちと絵本を楽しみ、子供たちの変化していく様子等を私たちの糧ともしながら、やりがいともしながらやってきました。

今回のコミュニティ・スクールを準備するこの段階においてお聞きしたいのは、私たち町民がどのように関わっていくのか、恐らくイメージとしては、教育というのが社会教育と家庭教育と学校教育と、社会教育の中では私たち地域の住民がやはり学ぶ機会となると思うんですね。その町民、社会教育の中で活動している私たちが、一ボランティア団体なのですけれども、このコミュニティ・スクールの準備期間中にどのように関わるのか、どのようなその準備期間中とはいえ、どのような成果物を得ていくのかということをお聞きしたいと思います。

地域支援ボランティアという名前で、この前の布川小学校での閉校式では感謝の会が催されました。学校支援という言葉で私たちはボランティアをやってきたのですけれども、では、学校支援するというのは、私たちがどのような形でこの準備期間中から関わっていけばよいのでしょうか。そのような思い描かれているイメージ、それをお聞きしたいと思います。

います。よろしく申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 先ほど議員も話されていたとおり、これからの教育は、社会総がかりの教育という言葉がキーワードになってくると思います。

利根町が進めています部活動の地域移行などのように、子供たちの成長のためには、地域の教育力がとても重要であると考えます。これまでも地域の方々や保護者の皆様からは多くの協力をいただいておりますが、特に小学校につきましては、その統合によって、地域の皆様が学校から離れてしまうことが心配されます。そんな中、ただいま石山議員のほうから、地域ボランティアとしてこれからも学校をサポートしていただけるという旨のお話をいただきまして、大変心強く感じているところです。

後ほどの答弁でも申し上げるつもりではありますが、先ほど申し上げました、コミュニティ・スクール指導員が窓口となりまして、既に既存のボランティア団体等とは連絡を取らせていただきまして、学校への協力を求めていく予定になっています。

利根小学校は町で唯一の小学校であり、全ての町民の皆様にとって共通の地域の学校であります。今後とも、またこれまで以上に学校教育に関心を持っていただき、町全体で学校や子供たちのサポートをお願いできればと思っております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 私たち町民が、恐らくその学校運営協議会制度の中で、その地域部というのですか、名前はいろいろつくと思うのですけれども、地域の人材部のような形で関わっていき、それで準備期間中にも、何かしらの経験上得てきたものをお伝えできるような格好になればなと思っております。

そこで先ほど先生がおっしゃったように、教育長先生がおっしゃったように、いろいろな団体がございます。俳句の会ですとか地固め唄、ウェルネススポーツ大学、登下校見守りボランティア、里山の会とか、私どもやっていた読み聞かせ、それから教員経験のある方が芸術系で授業の中で力を発揮される、それから環境支援とか、いろいろあると思うのですけれども、草刈りのボランティアですとか。それで今、既存のものがあるわけですが、そこがやはり関わっていく、そしてこれが、この前閉校式で紹介されたように、学校支援ボランティアだったわけですが、これ以外にもいろいろ活動してほしいというようなものも徐々に出てくると思います。その点については多分、最近、部活の地域移行、休日の地域移行等も進んできていますので、そういう新しいものもあるので、その都度、私どもにこういう力が欲しいんだということを言っていたきたいなと思っております。

続きまして、2番目の質問が、先ほど申し上げました、文科省が令和元年に出したコミュニティ・スクールのつくり方、設置の手引き、これがありまして、11ページに記載してありますのが、熟議、協働、マネジメント、これが記載してありまして、学校や地域の課

題を共有し、共通の目標ビジョンを持って、一体となって地域の子供たちを育んでいく。そのときに、熟議の場の設定、熟議とは熟慮と議論というふうに書いてあります。議論することは当たり前のことなのですけれども、この熟議、それから協働による取組ができる体制、マネジメントは校長のマネジメント力を備えておく必要があるということで、この手引きの中には記載があります。そこで単純に、議論、熟慮して議論するというのはちょっとぴんとこないのですけれども、そこら辺について、利根町のこのコミュニティ・スクールの準備期間において、やはり体験していかないと会得できないことだと思えるんです、私どもには。

それで、この熟議について、準備期間中からどのような展開をされていくのか、お考えがございましたら御答弁お願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 御質問にありました手引の中では、熟議について五つのポイントが示されております。一つ目は、保護者、教員、地域住民等、多くの当事者が集まること。二つ目に、課題について学習、熟慮し、議論をすること。三つ目に、互いの立場や果たすべき役割への理解を深めること。四つ目に、それぞれの役割に応じた解決策を洗練させること。五つ目に、それぞれの当事者が納得して自分の役割を果たすようになること、この五つのポイントを満たしたプロセスが熟議であるとされております。

学校運営協議会の設置に向けた準備期間においても、このプロセスは重要であると捉えており、規則の制定や協議会委員の選任、地域人材への協力依頼などにつきましては、熟議を通して進めさせていただきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 五つのポイント、このプロセスをたどるということですね。多くの当事者が集まり、学習、熟慮し議論をする。互いの立場や果たすべき役割への理解が深まりというような流れですね。

これには恐らくその手法といいますか、議論するときの、例えばファシリテーターがいて、それで議論するときにはブレインストーミングですとか、ワークショップの手法などいろいろあると思うのですけれども、この熟議をなさっていく、準備期間中にもなさっていくということで、大変安心いたしました。身につける期間が必要だと思うので、この1年間は大切な1年間だと思います。

そうしますと、先ほどおっしゃったようなコミュニティ・スクール指導員、指導員さんが、これにはもちろん関わられる、それで教えていただけるという、実践を伴いながらということだと思うのですけれども、こういうこともその指導員さんがやっていかれるのかどうか。あと、場の設定とかそういうものはまたこれからなのでしょうけれども、この指導員さんがなさっていくのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 石山議員おっしゃられるとおり、基本的には、この熟議の進め方、これは、学校運営協議会が設置された場合に、この学校運営協議会の中で熟議を進めていくということで手引きの中では記載されていますけれども、この設置に当たっても地域の方々の協力を得ながらというのは当然のことかと思っておりますので、こうしたプロセスを経ながら学校運営協議会を設置していくということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 指導員の方の機能といいますか、ちょっと機能というところちょっと失礼な言い方ですけども、何を果たされていくのかというのはよく分かりました。その方と関わりながら、私たちもこの文科省の努力義務になっている設置に向けて協力していくわけですけども、そのときにこの指導員さんに関係あると思うのですが、資料等の冒頭読みますと、コーディネーターという方が必要であろうということで、統括コーディネーターと、それから地域コーディネーターというような種類分けしてしまうのがあるのか私も分かりませんが、このコーディネーターが行く行くまた人数も増えていってという感じだと思っておりますが、このコーディネーター、地域コーディネーターと統括コーディネーター、こちらの導入について、将来のお考えをお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 一つ目の答弁の中で少しだけ触れましたが、指導課では、令和5年4月からコミュニティ・スクールの立ち上げを専任とするコミュニティ・スクール指導員を任用し、学校をサポートしていただける地域の人材や関係団体との連携づくりを進めていく予定です。具体的には、これまで学校をサポートしていただいていた地域人材や関係団体を整理し、今後も学校と地域との協働活動ができるように実施計画を立てたり、新たに学校をサポートしていただける人材を募集し、学校教育活動に取り込んでいくような準備を進める予定です。

このことから、正式に学校運営協議会が立ち上がるまでは、このコミュニティ・スクール指導員がコーディネーターの役割を務めます。学校運営協議会が設置された後につきましては、協議会委員の中からコーディネーターの役を務めていただける方が出てくるのが望ましいものと考えておりますが、負担の大きい役割でもあることから、当面は指導員がコーディネーターの役割を担うことになると考えております。こうした人材の選任につきましても、学校運営協議会の議題として、熟議を通して話し合いながら決定してまいります。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） ありがとうございます。何となくこの2年間のイメージが湧きまして、これについては仲間にも伝えまして、協力するようになっていただけるような、あと自分たちも成長していけるんだという実感はもう持っているのですけれども、この前も

閉校式のときに感じたこと、それから申し上げたことなのではけれども、私たちは、学校支援という、支援をしてあげているというような感じですかね。そういうことではなくて、この15年間で宝物のような、何と言うんでしょうか、自分たちがお金でどうこうではなくて、心の栄養みたいなものを逆に子供たちから得られたという経験がありますので、それをぜひ、先ほど冒頭から申し上げたように、社会情動的スキル、そういうもの、それから批判的思考ができるとか、そういうことができる関係づくりに私たちも参加してよろしいでしょうか、参加させていただきたいと思います。

あと、教育長のほうから何かございましたら、最後。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 令和5年度からスタートするのではなくて、令和6年度を目指してコミュニティ・スクールを立ち上げたいということです。

議員御指摘のコミュニティ・スクールの形も、いろいろ調べてみますと様々なんです。地域にある地域学校協働本部なるものを置いて、学校には学校運営協議会なる組織を置いて、その両方にコーディネーターを置くような地域もございますし、利根町のように比較的コンパクトなまち、小学校が一つ、中学校が一つという、この地域性の特性を生かして学校運営協議会を一つ設けて、そのコーディネーターも1人というような案は、個人的には持っております。

ただ、これからコミュニティ・スクールの推進委員会を設けますので、利根町にふさわしい学校運営協議会なるものが知恵を出し合って出てくるのではないかなと思います。また、コーディネーター立ち上げのための指導員、利根町をよく知った方を配置したいと考えています。ぜひとも御支援、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

明日3月7日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時06分散会